

COLUMN

廃棄物処理のグリーン化は可能か

株式会社 JEMS 代表取締役

須永 裕毅 SUNAGA HIROKI

(株) JEMS 代表取締役 茨城県出身 58 才
27 才で前身となる IT 企業 (株) エジソンを創業、トラックスケールのデータ処理の仕事をつかき、その後約 20 年に渡り廃棄物管理の IT システムに取り組む。現在は廃棄物処理業界向け基幹システム事業、排出事業者向けの廃棄物コンプライアンス管理事業、福島を除染事業などの災害廃棄物管理事業を手がける。2020 年に豊田通商と資本提携、トヨタグループのリバースサプライチェーンマネジメント構築に取り組む。電子マニフェスト ASP 協議会の設立当時より事務局を運営。2020 年 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター理事就任 (現任)



今回はマニフェスト情報が資源循環に活用できるかの視点の話を紹介しました。今回はさらに踏み込んで廃棄物処理のグリーン化が可能かの話をしてみたいと思います。

廃棄物処理のグリーン化という言葉は聞きなれないかもしれませんが、ここでは、より環境負荷の少ない廃棄物処理 (低炭素化や再資源化促進) の取組をグリーン化と称したいと思います。

これまでも既に TCFD による気候変動に関する情報開示については各企業で対応が求められてきていますが、これからさらに ISSB (国際サステナビリティ基準審議会) による情報開示基準が適用になると、気候変動だけでなく、リサイクル率といったサーキュラーエコノミーに関する開示要件も拡充されると言われています。そのような国内外の動きを受けて処理業者も環境負荷をかけたグリーン化が当然ながら求められていきます。

従来、廃棄物処理を委託する際の観点として、廃棄物処理法に則った適正処理とコストが重要視されてきたと思います。ここにグリーン化の観点が増えると、どうなっていくのでしょうか。廃棄物として適正処理する過程は焼却処理が大きな割合を占めますが、グリーン化の観点では好ましくありません。廃棄物としての処理でなく、有価物としてリサイクルの流れを作ることが求められます。ただ、これまで廃棄物処理対象となっていたものをグリーン化のために無理矢理マニフェスト登録対象外のルートに流すことで、その後の適正処

理がなされない可能性も出てきます。排出事業者として、Scope3 の CO2 排出量を削減でき、再資源化率も高められる一方で、不適正処理のリスクも増す可能性があります。

また、グリーン化を進めるにあたり、処理に関わる環境負荷の定量的な指標が必要になります。品目別・処分方法別の CO2 算出やリサイクル率の定義なども必要となります。このような指標が標準化されれば、環境負荷を考慮したグリーン化の度合いにより排出事業者が処理業者を選定する新たな基準ができるかもしれません。

処理業界でもグリーン化に取り組むにあたり、運搬における効率化等で CO2 削減が求められますが、個社での取り組みではやがて限界が出てくるでしょう。そこで出てくるのがシェアリングの考え方です。特定エリア内で収集運搬車両を共同で運用しミルクラン方式で積載率を上げて回収する、処理設備の大型化や共有化によりプラントの生産性を高めるなど、従来の個社の枠を越えた対策も必要かもしれません。

ただ、その際には再委託の禁止など規制の壁が妨げになるため、グリーン化を促進するためには一方で適正処理を第一義とする法律や条例などの規制の枠組みも時代の要請に合わせて適合させていくことも必要かもしれません。